

記者発表にあたって

2013年8月8日

日本共産党横浜市議員団
団 長 大貫憲夫

決算資料から見えてきた株式会社立の認可保育園での保育所運営費 使途の問題点について

2013年度予算で、横浜市は、市内581（市立90、民間491）の保育所運営費として、743億円計上しています。云うまでもなく、その財源は、保護者、国・県、市費であり、大半が税です。子どもたちのために本当に使われているのか、その使途について、納税者、市民が厳しい目をむけるのも当然のことです。

今般、党議員団は、民間園から市に提出される決算資料2010年度（331園）と2011年度（361園）の2か年度分を市から入手し、いくつかの指標にそって集計しました。今回、その集計結果を公表するものです。

公表にあわせて、集計結果の分析から、明らかとなった株式会社立の園での問題点、課題を概説します。

1、 人件費比率が社会福祉法人立の7割にとどまっていること。

* 人件費比率は、事業収入総額に占める人件費の割合（%）

経営形態別 資料1、2

	2010年度	2011年度
株式会社平均	53.0%	53.2%
社会福祉法人平均	71.9%	70.7%

・人件費には、派遣保育士、業務委託の給食調理員の人件費等は含まれていないので、人件費比率の低さを捉えて保育運営費が適切に使われていないと単純には結論づけることはできない。しかし、人件費率の低さは、歴然としており、一定の経験年数の保育士がバランスよく配置されているか、経験年数の浅い若年保育士に偏っていないか、非正規職員に頼りすぎていないかなど、様々な疑問を抱かざるをえない。

株式会社別の人件費比率 資料3、4

	2010年度	2011年度
A	15園 42.2%	17園 45.0%
B	10園 49.0%	11園 49.1%
C	7園 43.4%	9園 42.8%
D	4園 60.1%	4園 61.5%
E	4園 59.0%	4園 56.3%
F	3園 59.4%	3園 62.5%
G	3園 53.6%	4園 62.3%

・A社のK園では、2010年7月1日現在の常勤職員数は、14人（資料5）。同年度の職員棒給（手当込）28,107,252円（資料6）。次段に非常勤職員給与の科目があることから、この職員は常勤職員と思われる。14人が一年間勤務とした場合の常勤職員月給総額は、一人平均200万円となる。2011年度では、

9月1日現在12人、職員棒給(同)23,890,379円 一人平均199万円。資料5、7

同社のT園は、2010年度 常勤職員数15人、職員棒給(同)31,416,159円、一人平均209万円。2011年度、常勤職員数12人、職員棒給(同)23,056,401円 一人平均192万円。資料8、9、10

両園とも、賞与が支給されていますが、全額常勤職員に充てられたとしても、試算で一人平均19万円から30万円と、世間相場と大きくかけ離れた額となっている。

2、 経理区分間繰入金支出が、社会福祉法人と比べて、実施園、金額ともけた違いに多いこと。市外園への資金移動も実質制限なし。園全国展開の原資に。

・ 保育所運営費の当期余剰金は、支払資金残高として、次年度に繰り越しとなる。前年度以前の運営費使い残しについて、法人本部の運営経費(人件費、事務費の中、保育所の運営に関する経費に限る)と、第1種2種社会福祉事業並びに子育て支援事業の運営、施設整備の整備等に要する経費の充てることができる。当期運営費についても、弾力運用として、社会福祉施設の整備費等に支出することが認められている。こうした本部会計や他の施設会計への資金の移動を経理区分間繰入金支出と呼んでいる。

・ 経理区分間繰入金の各社別の集計は、資料3、4である。

・ 資金の移動先は、市内に限定されておらず、市外の園整備もOKである。

市当局は、保育所運営費には、国費が入っており、保育園のために国税が使われることは問題がないとの見解である。市費の使い方として適切かどうかについては口を閉ざしている。

・ 経理区分間繰入金支出については、横浜市は、事前協議を義務付けている。事前協議の内容については、企業機密を盾にして、資料提供を拒否している。

各社別に見ると

●A社 弾力運用として、ほとんどの園が他園に資金移動している。本部会計も同様にほとんどの園である。当該保育園の運営経費に限るとされている本部会計への繰り入れが、園ごと年ごとに大きくなるつきがあることが、不自然である。2010年度は、そのほかに、前期末の立替金残高解消として、帳簿整理している。立替金の内訳は不明。

A社を中核企業として傘下におく持ち株会社は、2013年決算では、売り上げ138億円、経常利益14億円、株式配当2.7億円。A社は、給食調理、英語・体操等講師派遣、研修、保育材料・食材納入を各々子会社に発注し、その総額は、T園、K園とも、2700万円前後である。ここで利益を出していることは、当局も認めている。資料6、7、9、10

●B社 年間の事業収入総額の4割に達する例もある。

3、投資有価証券の取得も

C社は、2011年度に総額1億4百万円もの投資有価証券を取得している。当局は、国が認める範囲内のものであり、リスクの高い株、外国証券ではないと

して、問題視していない。しかし、その種類については、企業秘密として公表を拒否。資料4

4、多額の法人税負担も

C社では、各園が多額の租税公課の負担を負っている。2010年では、7園で総額9845万円。1園平均で1400万円となる。2011年度もほぼ同じです。当局は法人税等として、弾力運用として支出できるとしている。税種目内訳は不明。仮に法人税が半分の700万円とすると、税率から逆算すると課税所得は約2000万円となる。これが事実としたら、負担は適法としても、事業収入1億円からすると、暴利といわざるをえない。そもそも、市民は、子どもたちのために税が使われていると当然思っている。真相究明は急務となっている。

(まとめ)

今回の調査では、保育所運営費の使途について、株式会社立の保育園で、さまざまな問題があることに気づかされた。

それを正そうとする私たちに対して、当局は、さまざまな口実をつけて、必要な資料提供を拒否している。

問題の核心は、国の規制の甘さと法の壁である。市外の園建設や本社経費などの経理区分間繰入金や投資有価証券の購入、法人税の園負担もすべて国が認め、その規制もないに等しいものである。さらに営利法人については、園から支出を受けた本社には、市の監査が及びません。園を監査する法的権限しかないのである。また、人件費についても、まったく事業者まかせとしている。

横浜市の責任も重大である。保育の質を担うのは保育士であるとの認識に立てば、人件費について、その中身をチェックするのは、当然のことである。運営費の取り扱いについては「運営費の管理運用については、それが公費を主たる財源としていることから、特に適正を期す必要があること。保育の運営費は、保育に関わる経費に使用し、保育に関わらない経費は支出せず、行政に対してだけでなく、市民に対しても、利用者に対しても説明できるような、適正な運営費の支出をすること」(「平成23年度 保育所経営の会計に関する事項」より)と自ら謳っていることを誠実に実行すべきである。

国の動向を見るにつけ、不適切と思われる保育所運営費の使途を防止するためには法改正や制度変更が必要なことを全国に発信つづける必要性を痛感している。

そのために、更なる調査、分析をする決意である。